

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 10月号

女性に対する暴力防止対策の推進

～あなたをストーカー・DV被害から守ります～

ストーカー及びDV事案は、行為がエスカレートして、凶悪事件に発展するおそれがあるので、早い段階で警察等の相談窓口にご相談することが大切です。

兵庫県警察では、被害者の保護等をより一層推進させるため、毎年11月12日から25日の間を「女性に対するストーカー及び配偶者等暴力対策の推進強化期間」と定め、被害の未然防止や女性に対する暴力被害の早期届出、相談の促進等について、広報啓発活動を進めます。

ストーカー被害者の方へ

被害者の安全確保のため、警察が行為者に対して警告等の行政措置、又は検挙措置を講じ、状況に応じた対応策のアドバイスなど、必要な援助を行います。



DV被害者の方へ

配偶者等からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所に保護命令の申立てを行うことができます。

また、警察は被害者への再被害、被害拡充防止を目的に、加害者への指導警告や検挙措置を講じるほか、安全確保のために必要な援助を行います。

110番通報登録制度について

ストーカーやDV事案等の被害者の住所・氏名・電話番号等を、あらかじめ通信指令システムに登録しておく制度です。

登録しておくことで、110番通報したときに、ストーカーやDV事案の被害者であることがわかるので、通報時間の短縮と現場に向かう警察官への速やかな指示ができます。

